

金融高度化セミナー「会計制度に関する国際的な議論と今後の課題」 質疑応答セッションの様相

日本銀行は、2009年12月2日、金融高度化セミナー「会計制度に関する国際的な議論と今後の課題」を開催した。これは、同セミナーの質疑応答セッションの様相を取り纏めたものである。なお、質疑応答セッションは、日本銀行が金融機関から寄せられた質問を取り纏め、金融高度化センター長が代表して講師に質問するかたちで行われた。

<質疑応答セッション 講師および司会>

講師

三井 秀範 氏（金融庁 総務企画局 企業開示課長）
加藤 厚 氏（企業会計基準委員会<ASBJ>常勤委員、金融商品専門委員会専門委員長）
板橋 淳志 氏（企業会計基準委員会<ASBJ>専門研究員）
茂木 哲也 氏（新日本有限責任監査法人 公認会計士）
竹内 大樹 氏（全国銀行協会 金融調査部 審議役）
塚原 進 氏（三菱東京UFJ銀行<全銀協会長行>企画部主計室長）

司会

鵜飼 博史（日本銀行 金融機構局 金融高度化センター長）

1. 国際会計基準（IFRS）が金融機関に与える影響

（鵜飼） まず、IFRS へのコンバージェンスやアドプション（強制適用）の流れが、非上場の金融機関の会計にどのような影響を与えるのかについて伺いたい。現在、日本の会計基準は、できるだけ国際会計基準に近づけるというコンバージェンスの流れの中にあり、例えば、「金融商品会計基準」の見直しなども想定される場所である。その場合、非上場の地方金融機関の会計も、何れは、国際的な会計のコンバージェンスに向けた流れの影響を受けていくと考えられるのだろうか。

（金融庁・三井氏） まず、IFRSの強制適用に関して申し上げれば、企業会計審議会の中間報告¹で、非上場の中小・中堅規模企業については、国際会計基準の適用は慎重に考えるべきとされている。これは、非上場企業に対する国際会計基準の強制適用は、現在、将来ともに想定していないという趣旨である。

次に、我が国会計基準のコンバージェンスの方向性について申し上げる。今後、

¹ 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（平成21年6月 企業会計審議会）。

国際会計基準を任意適用する会社の連結財務諸表については、投資家からみて、比較可能性にかなり配慮するかたちで、日本基準のコンバージェンスが必要になる。他方、単体の財務諸表については、課税所得の計算等や、中堅・中小・零細企業にも関係するため、日本の実態を踏まえながらコンバージェンスを進めることになる。このため、連結財務諸表と単体の財務諸表に関するコンバージェンスは、ある程度の時間軸のズレを想定している。そのうえで、中堅・中小企業については、日本の実態をよく見ながら、上場企業に適用されるべき日本の会計基準と、簡便的な取り扱いというものを、個々の会計基準を作る中で、考え、工夫していくことになる。この点は、従来、我が国の会計基準の国際的な信頼を回復するため、日本の会計基準を進化させるプロセスにあっても配慮してきたことと同様である。

それでは、金融機関、特に非上場の中小金融機関への影響はあまりないと考えて良いか、という点であるが、これは、講演でも説明した通り、1998年以降、我が国の会計基準が国際的に信認を失った経緯を心の片隅に置いて考えて頂きたい。すなわち、1998年、当時の大蔵省銀行局が、銀行の経理基準を見直し、低価法が義務付けられていた金融機関の保有する上場有価証券について、原価法を使用可能としたことが契機となって我が国の会計基準が国際的な基準と異なるものであるとのパーセプションが広がり、我が国会計基準に対する国際的な信頼性を失わせる事態を招き、いわゆる「レジェンド問題」²に発展した経緯がある。その反省を踏まえると、金融機関の会計基準は、我が国の金融資本市場に対する信認に関わるということである。

国際会計基準には「銀行会計」というものはない。金融商品会計は、銀行、製造業、小売業など、全ての企業に適用される金融商品の会計基準である。保険、天然資源の採掘事業、農業など、特殊な業種に特別な会計基準が手当てされるという例外はあるが、それ以外は、特定の業界のために特殊な会計基準を設けることはない。また、国際会計基準は、世界100カ国以上とも言われる多くの国々で、完全又はそれに近いかたちで適用されている。我が国の会計基準も、国際的な信認を失わないという意味で、常にメンテナンスが必要である。世界の金融市場のプレイヤー達のビヘイビアを考えれば、銀行に関しては、あまり国境はないと考えた方が良く考えている。

² 日本企業の英文の開示資料等に添付された監査報告書に「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」等の注意喚起文（Legend Clause）が記載されていたこと。

2. IFRSの「原則主義」について

(鵜飼) 次に、IFRSが「原則主義」である点について伺いたい。現在の日本の会計は、いわゆる細則主義であるが、これが「原則主義」であるIFRSへ変わっていく場合、日本独自の細則や解釈指針が設けられることはなく、金融機関が、自ら会計方針や個別の会計処理方法について考え、対外的に説明していく必要があるという理解で良いか確認させて頂きたい。また、金融機関としては、この原則主義の会計制度を受け入れていくうえで、どのような姿勢で臨み、また対応を考えていく必要があるだろうか。

(金融庁・三井氏) 世界的に、レギュレーションおよび会計の分野でも、「プリンシプル・ベース」ということが言われている。金融庁が作るルールも、「細則主義から原則主義へ」ということが強く叫ばれ、我々も少しずつ変えようとしている。

もともと、「原則主義」というものは、会計の分野から始まった話と聞いている。日本の会計基準は、長らく「企業会計原則」という原則主義のもとにあった。しかし、この10～20年、米国の強い影響を受け、急激に細則主義へ変わってきたという印象がある。米国SECの当局者ですら、現在の細則主義は、少しやり過ぎであったと述べており、現在は、完全な原則主義は無理としても、相当、原則主義に近付けるべく、オブジェクティブ・ベース（目的指向型）の原則主義ということが議論されているとのことである。

従って、我が国においても、細かいルールベースではなく、プリンシプルに立ち戻って、自然体で会計やルールに向き合うことが、規制・監督当局にも、会計業界にも、更には、マーケット参加者にも求められているのではないかと思う。

(ASBJ・加藤氏) ASBJとして、細則、解釈指針の問題にどう対応していくかについて申し上げたい。IFRSが日本に導入されると、基本的には、細則や解釈指針は、日本では作成できなくなり、IFRIC³が作成することとなる。IFRSに関する正式な解釈指針は、このIFRICで作成するが、実際には、受け付けてくれる件数は少なく、また、タイムリーに解釈指針を出してくれるわけではない。

しかし、日本固有の経済事象、会計事象が多くあるため、2009年9月、ロンドンにおいてASBJとIASBとの間で行う定期協議の場で、この問題について、IASB議長のDavid Tweedie氏を始めとするIASB理事の方々に相談したところ、IASB山田理事のご尽力により、日本のために特別に2人の専門家をアサインしてもらい、日本からの様々な相談に応じてもらうメカニズムを設けることが出来た。このメカニ

³ IFRICは、International Financial Reporting Interpretations Committee（国際財務報告解釈指針委員会）の略で、IASBの中でIFRSの解釈指針を策定する。

ズムを活用すべく、日本の問題を洗い出し、論点を整理してIASBに相談を持ち込む窓口として、ASBJの中に「IFRS実務対応グループ」を設置した。また、実際の問題点の洗い出しに当っては、経団連において設置された、任意適用を考えている企業と4大監査法人が参加する「IFRS導入準備タスクフォース」と共同で行うことになった。このタスクフォースには金融機関も含まれており、金融機関特有の問題についても洗い出しが行われることとなろう。この仕組みを活用することで、細則や解釈指針の問題に関しても、皆様の期待に応えられるように対応していきたいと考えている。

3. 金融商品会計について

(1) 分類・測定

(債券について)

(鵜飼) 日本で「その他目的」に区分されている債券の会計について伺いたい。IFRSでは、債券は、一定の要件が認められれば「償却原価」区分とされ、かつ、ある程度の売買は許容されるとのことであった。仮に、日本の金融機関が保有する国債等の債券が「公正価値」区分となれば、相場の動向によっては、国債等の評価差額が当期純利益を大きく変動させる可能性もあるため、この区分は重要な論点の一つと思われる。

この点に関して、日本の金融機関は、「その他目的」に区分される債券であっても、ALM上の要請やリスク管理上の観点から売買を行うこともあろう。こうした債券投資は、「公正価値」区分、「償却原価」区分の何れに計上することが適切と考えられるだろうか。また、IFRSが原則主義であることを踏まえると、日本の金融機関が、この点について、監査人と議論する際のポイントについても伺いたい。

(ASBJ・板橋氏) 仮に、我が国にIFRS 9号がそのまま適用されると、現行の「その他目的」——IFRSでは「Available For Sale (売却可能)」と呼称——という取り扱いはなくなり、現行の「その他目的」は、償却原価または公正価値の何れかに区分して測定されることになる。そして、債券のような金融資産は、ビジネスモデルと、金融商品のキャッシュフローの特徴という2つの要件に照らし、「償却原価」、「公正価値」の何れかに区分される。

質問の趣旨は、売買の有無が債券の区分とどう関係するかということであろう。この点は、金融商品のキャッシュフローの特徴というよりも、ビジネスモデルの要件に関係する論点であると思う。結論から言えば、「売買がある」という理由だけで、直ちに「償却原価」区分が否定され、「公正価値」区分となるものではない。

IFRS 9号では、契約キャッシュフローの回収というビジネスモデルの下でも、売買はあり得るとしている。例えば、格付の低下により保有の方針に沿わない場合に売却するケース、予想デューレーションが変動するポートフォリオの調整のために売却するケース、設備投資の資金調達のために売却するケースが例示されている。このうち、予想デューレーションが変動するポートフォリオ調整については、保険会社の例として示されているが、銀行も同様の動機に基づく売却があり得るのではないかと思う。その場合、ビジネスモデルの要件に照らし、償却原価とすることはあり得る。

ただし、IFRS 9号のガイダンスの中では、売買の頻度に関して、“infrequent”という言葉が使われている。そして、“infrequent”以上に売買がある場合、契約キャッシュフローの回収というビジネスモデルの目的と整合しているかどうかを評価する必要があるとされている。従って、「売買の頻度」が区分の判断に影響を及ぼす点には注意を要するだろう。なお、どの程度の頻度が境目となるかは、原則主義のIFRSでは示されておらず、経営者の判断に委ねられることになる。その際、「償却原価」区分が会計処理として実効金利法を適用する趣旨を念頭に置く必要があるだろう。すなわち、実効金利法の趣旨は、金利収益を各期間に配分し、実効リターンに関する情報を提供していくというものであり、この趣旨に鑑みて区分を判断する必要があるだろう。

(公認会計士・茂木氏) 債券の区分について、監査人と議論する際のポイントであるが、基本的には、只今のASBJ・板橋様の説明にあった指針に照らし、契約キャッシュフローの回収のために保有している状況となっていることをご説明頂くということであろうと思う。

まず、ポートフォリオの運営方針等で決められている事項が、契約キャッシュフローの回収のための保有という状況に見合っているのかが判断のスタートになろう。仮に、売却が行われていれば、それが、先ほどASBJ・板橋様から説明のあった指針に示されている条項に照らし、ビジネスモデルの要件に抵触するか否かを判断し、説明して頂くことになろう。

(政策投資株式について)

(鵜飼) 本邦金融機関が大きなポジションを有している政策投資株式の取り扱いについて伺いたい。IASBが最終基準化した内容によれば、いわゆる戦略的投資については、当初指定した場合に限り、評価差額、売却損益はOCI(その他の包括利益)で処理され、その場合は当期純利益へのリサイクリングはなし、とのことであった。

一方、従来、本邦金融機関では、取引先企業との間で戦略的に株式を持ち合う慣

行が存在しており、決算上の理由などから、保有株式を売却するという行動も見られている。今回の会計基準見直しは、こうした慣行や行動にどのような影響を与えるだろうか。また、株式の売却益が計上されない当期純利益は、経営のパフォーマンスを評価するための指標としての有効性が低下し、結果的に、投資家が包括利益をより重視する方向になると考えて良いのだろうか。

(ASBJ・加藤氏) IFRS 9号によれば、政策的投資やいわゆる持ち合い株は、公正価値測定となり、企業が当初指定した場合に限り、その評価差額を OCI に計上することが可能となった。この場合、リサイクルはしないため、売却損益は当期純利益には反映されなくなる。この観点からすれば、現在のように、必要なときに益出しをして損の穴埋めをするようなことは、当期純利益に着目する限りは出来なくなる。

ここで大切なことは、IASB の考え方は、当期純利益が、会社の状態、経営成績を表す唯一のものではないということである。これは、当期純利益の性質が、現在の「実現したもの」「稼得したもの」からは異なってくることを意味する。経営者が、当期純利益だけを重視し、その増減を調整するために益出し等を行うことは、今後は余り意味がなくなるため、当期純利益に対する見方も変えていく必要があるだろう。ある新聞のインタビューで発言しておられた先駆的な考えを持つ経営者は、先を見越し、従来型の株式保有のあり方を変えていこうという姿勢で臨んでおられることと思う。

次に、今後、包括利益が重視されていくのかというご質問であるが、包括利益に対しては批判的な見方もある。すなわち、「包括利益は、包括利益計算書の一番下に表示されるが、これが本当に業績を表すものか？」というものである。また、包括利益には、当期純利益のほか、有価証券評価差額、為替換算調整額やヘッジの繰り延べなど、様々なものが含まれるが、その点を考慮せず、「一番下に表示される包括利益をどう測定するのか?」「この数値は何を意味するのか?」という議論が聞こえて来る。しかし、大切なことは、これまでの当期純利益のように、包括利益の一行だけをもって、会社の経営成績等の全てを解釈することは正しい考え方ではないということである。包括利益には、粗利益、営業利益、経常利益、当期純利益等の段階利益から、その他の包括利益としての有価証券評価差額などの内訳項目等様々なものまでが含まれている。そうした包括利益の中身を分析し、段階利益のそれぞれによって会社業績を判断していく必要があるということである。

また、包括利益には、将来の損益やキャッシュフローに影響を与えるものが多い。例えば、有価証券の評価差額、為替換算調整勘定、ヘッジ繰延損益などはその典型例である。これらを分析し、会社の将来の損益やキャッシュフローを見据えるという意味で、この包括利益を利用していくことが、従来以上に、透明性が高く、

フォワードルッキング的な経営に繋がるだろうと思う。また、会社は、戦略的投資という株式保有によりリスクを負うわけであるから、その評価差額が、包括利益の中で当期純利益と共に表示されることにより、会社経営者の責任、保有責任も問われるのであり、この点を踏まえて、経営のあり方、考え方を変えていく必要があるのではないかと思う。

(全銀協会長行・塚原氏) IASB の公開草案を受け、全銀協の経理検討部会においても、参加各行から様々な意見を出して頂き、新制度に対する考え方や減損の影響など、多くの点が議論された。IASB の公開草案を前提として、戦略的な株式保有とはどうあるべきかという再認識から始め、最終的には、これは売却目的ではなく、本邦金融機関の取引先企業と事業戦略に基づいて株を持ち合うことが目的であり、安定株主として、相互的利益・取引深耕の目的として保有しているということで、今回の結論は受け入れ可能なものであろうと認識している。この結果、株式の売却益は当期純利益に計上されないことになるが、最終的には、それは限定的な影響にとどまるであろうと考えている。また、前期決算において、銀行では株価の下落リスクが改めて顕在化したため、株式保有リスク削減の目的から、持ち合い株式の見直しも新たな経営課題として認識している次第である。

また、包括利益については、ASBJ・加藤様が指摘された通り、投資家から見たとき、当期純利益、包括利益のそれぞれが企業価値分析や投資目的等に応じて利用されるという観点から、全銀協としては支持する方向である。金融機関としても、経営管理の実態として、今後、包括利益での経営姿勢が求められていくこととなる。

(2) 減損・引当

(鵜飼) 国際会計基準では、貸出金や「満期保有目的」の債券に関する各期の金利収益を計上し、これに併せて取得価額と額面金額の差額を満期までの期間に配分していく手法として、実効金利法を用いることとされている。実効金利は、対顧約定金利とは異なり、当該取引に関連する全ての受取り・支払い手数料、貸出実行時の支払費用等を含めた将来にわたるキャッシュフローに基づいて算定される必要がある。IASB が 11 月に基準として確定させた新たな金融商品会計区分に関しても、実効金利法を用いた処理を前提としていると思われる。

一方、日本の現行基準では、貸出金等の償却原価評価について、実効金利法と同様の手法である利息法を原則としつつも、貸出に関連する手数料等を将来キャッシュフローに含めることまでは求められておらず、償却処理が不要となる場合もあるほか、簡便法としての定額法も容認されている。しかし、前述の金融商品

会計区分に関する新たな会計基準が日本基準に取入れられた場合には、このような簡便法によらない実効金利法の処理が求められることも考えられ、その場合、本邦金融機関の実務は大きな変更を迫られる可能性があるとの声も寄せられている。

さらに、IASB は、この実効金利法を前提としつつ、貸倒損失を計上する手法として、現行の発生損失アプローチに代えて、早期の損失認識を可能とする観点から、期待キャッシュフロー法を提案している。これが導入された場合、実務的な対応としてどのようなことが求められるだろうか。

(全銀協会長行・塚原氏) 減損・貸倒引当は、金融機関にとって非常に重要な課題になる。現在、IASB から提案されている期待キャッシュフロー法では、まず貸出実行時点において、満期までに発生する予想損失を見積もり、予想損失の金額を将来キャッシュフローに反映させた上で、満期までの利回りに期間配分する必要がある。例えば、約定金利 5%、期間 5 年で、每期 1% ずつ貸倒損失が発生するとした場合、毎期の利息収益は 4% で計算するといったイメージを持って頂くと分かり易い。

このような計算を行ううえで、実務上の難点が大きく 2 つ挙げられる。1 点目は、貸出金の満期までに発生する予想損失をいかに見積もるかである。従来、本邦の実務では、一定期間——例えば 1 年間——にデフォルトが発生する確率を見積もれば良かったが、期待キャッシュフロー法に対応するには、貸出金の満期までの全期間にわたり、損失がどのタイミングで、どの程度発生するかを見積もる必要がある。こうした推計の信頼性をどのように担保していくか、長期の将来予測のために必要なデータ蓄積、推計モデルの構築などをどのように行うかが重要なポイントになるだろう。2 点目は、これらの計算を実現するためのインフラ、システムをどのように構築していくかである。期待キャッシュフロー法では、当初の将来予測に基づいて実効金利を算出するが、その後、継続的に、将来にわたる期待キャッシュフローの見直しが必要となる。そして、予想が悪化した場合には損失、予想が好転した場合には利益が、見直しを行ったその期に一括計上されることとなる。このため、毎期末の貸出金の会計上の簿価（償却原価法によるもの）と、対顧契約上の残高とを二重に管理しなければならない上に、将来キャッシュフローの見直しに伴う変動額を P/L に反映する仕組みを構築しなければならず、相当程度のインフラ整備が必要になることが重要なポイントになる。これらの点は、講演で説明があった、IASB による専門家諮問パネルにおいて、全銀協としても問題提起・改善意見を出して行きたいと考えている。

(鵜飼) 期待キャッシュフロー法については、貸倒損失を早期に認識することに狙いがあるため、満期までの予想損失やキャッシュフローを見積もる必要があるほか、将来の景気回復や悪化、それを受けた貸倒損失率の上昇や下落といったシナリオを

フォワードルッキングに見積もる必要があるようである。このとき、金融機関が、将来にわたるシナリオの妥当性について、対外的に説得力のある説明を行うには、具体的に、どのようなことがポイントになると考えられるだろうか。

(ASBJ・板橋氏) 期待キャッシュフロー法の提案は、現在、まだ公開草案の段階であり、これがそのまま採用されるかどうかは、今後の議論次第である。その実行可能性のハードルはかなり高いと認識されており、IASBでも、この点を踏まえ、専門家諮問パネルが組織されることになっている。同パネルでは、将来キャッシュフローをどう見積もるか、その場合にはどのような要因を考慮するのかといった点も議論されると期待している。ASBJとしても、今後の議論をフォローする必要があると考えている。

質問にある将来シナリオの妥当性についてであるが、11月に公表された公開草案の中で、原則に加え、予想キャッシュフローの見積りに関する簡単なガイダンスがいくつか設けられているため、その内容を4つほど紹介したい。1つ目として、予想キャッシュフローの見積りに当たっては、企業の内外の様々なデータを用いるとされている。そのデータとしては、過去の貸倒実績、内部格付、外部格付、何らかの報告、統計などが例示されている。2つ目は、貸倒実績などの過去データを用いる場合には、現在の状況を反映して調整することで、予想キャッシュフローの変動が、観察可能なデータの方向性を反映することになるとされている。3つ目は、見積りと実績の差を縮小するよう、手法や想定を定期的に見直すこととされている。4つ目は、過去の貸倒実績率を用いる場合には、実績率が観察されたグループと、適用対象のグループの定義を一致させることが重要とされている。以上、ここでは4点を紹介したが、これら以外を含め、公開草案(インターネットで入手可能⁴)を参照頂ければ、実際のキャッシュフローの見積りに当たり、シナリオの信憑性を高める意味でも参考となるだろう。

これらのガイダンスは、基本的に、現行のIAS39号における、将来キャッシュフロー見積りに基づく減損測定の手法に関するガイダンスをそのまま引き継いでいる。期待キャッシュフロー法は、現行IAS39号の減損判定とは損益認識のトリガーの有無の点が異なるが、将来キャッシュフローの見積りに関しては共通点が多いことを示唆するものであろう。

また、我が国の場合、要管理先債権や破綻懸念先債権、あるいは一般事業会社における貸倒懸念債権について、キャッシュフロー見積法が一部の実務で適用されている。この方法は、IFRSとは会計基準の枠組みや、実際に適用される範囲が異

⁴ IASBのホームページ (<http://www.iasb.org>) を参照。

なっているが、将来キャッシュフローの見積りという点に関しては共通点があり、こうした実務経験が生きてくるのではないかと考えている。

(公認会計士・茂木氏) 先ほど、ASBJ・板橋様から説明があった通り、最も重要なポイントは、将来キャッシュフローの見積り方法の合理性についての疎明である。すなわち、キャッシュフローの将来見積りをどのような考え方でやっているか、その際、例えばデフォルト率など、様々なパラメータを使うと思われるが、それらの算出方法、取得方法が適切かどうかのポイントになるのではないかと。また、使用したデータと、内部管理上用いているデータとは、必要な整合性が取れていると思うが、外部データとの整合性があるかどうか、また、過去データに加えられた調整が合理的な結果を生み出すようになっているのか、といったところなどが判断上のポイントになってくるのではないかと。と思う。

(鵜飼) また、現在提案されている期待キャッシュフロー法は、満期までの引当金を均して各期に計上するが、シナリオを変更した場合には、変更したその期に一括して損益処理が行われるようである。このため、例えば、景気見通しが好転したとき、将来にわたる引当の見積り額が減少すると、当該期に、大幅な引当金の減少が生じるなど、貸倒引当金の変動が現状よりも増幅される可能性があるのではないかと指摘もみられるようである。この点について、どのように考えたら良いだろうか。

(ASBJ・加藤氏) 今回の金融危機において、過去に溜まっていた膿が一度に出ることにより、会計基準が景気の振動を増幅するという、プロシクリカリティ (pro-cyclicality) があるのではないかとという批判が生じた。この点は、金融危機アドバイザー・グループ (FCAG)⁵でも議論された。FCAGでは、ダイナミック・プロビジョンや、エコノミック・サイクル・リザーブという、利益が出たときに多く引き当て、景気の悪化により損が出たときに、それを戻して利益を出すことにより、利益の平準化をして、その結果として景気の振幅も平準化するメカニズムを会計基準として導入するかどうか議論された。しかし、プロシクリカリティを防ぐ効果は、本来は会計基準の問題ではなく、金融機関の規制・監督当局で対応すべきことであると考えられる。従って、この期待キャッシュフロー法も、プロシクリカリティの緩和という観点から導入するのではなく、今まで、どちらかと言えば遅過ぎた損失の認識を、会計として、もう少しタイムリーに、きちんと捉える方向に持っていくものである。会計基準は、プロシクリカリティ緩和という目的ではなく、あくまで、その時点における企業の実態、財政状態、経営成績、キャッシュフローを

⁵ 金融危機アドバイザー・グループ (FCAG : Financial Crisis Advisory Group) は、世界的な金融危機から発生した財務報告の論点を検討するために、IASBとFASBにより創設されたハイレベルの諮問グループ。

適正に表示するものとして考えるべきである。会計基準の中には、確かに、ある程度の将来予測が必要になる手法も含まれるが、それが意図的な損益の先取りや、平準化を目的に行うものであってはならない。この点、現行の発生損失アプローチでは、減損が発生したという客観的な証拠がある場合に損失を計上するが、今後、期待キャッシュフロー法ではそういう客観的な証拠が要求されないこととなれば、ある程度、恣意的な処理が入ってくる可能性が出てくる。IASBは、こうした点も踏まえ、期待キャッシュフロー法をどのように構築すれば良いかについて、専門家諮問パネルや金融界・産業界等からの意見を聞きながら定めていくことになると思う。

(鵜飼) ASBJ の立場から、期待キャッシュフロー法が提案されるに至った会計のプロシクリカリティを巡る議論の経緯と、それに対して、会計というものがどうあるべきかについての考え方についてご説明頂いた。そこで次に、金融機関の立場から、この問題についての意見を伺いたい。

(全銀協会長行・塚原氏) 今回の期待キャッシュフロー法がプロシクリカリティを軽減するかどうかは、欧州の金融機関からも多くの疑問が提示されており、我々にとっても未知の世界である。この手法では、予想キャッシュフローをどのように見積もるかによって最終的に減損の数字が動く。このため、金融機関における信用リスク管理のあり方も、会計との整合性を保ちながら、今までエクスポージャー（与信残高）ベースで管理していたものを、期間の概念を入れたキャッシュフローを用いてどのように管理していくべきか等、今後、しっかり議論していく必要があると考えている。全銀協としては、専門家諮問パネルでの協議をサポートしつつ、現状の自己査定、金融検査マニュアルに基づく引当の基準を大きく変えるものであることを再認識し、最終的に、実務的にも、また現行課題の解消・改善という観点からも、実効性のあるモデルの策定に協力していきたいと考えている。

4. 開示について

(フロア参加者) 今後、IFRS が導入されたとき、銀行業界の開示について、現在、全銀協が出している開示に関する雛型のようなものを出す予定はあるのか。

(全銀協・竹内氏) IFRS についてはまだ検討が始まったばかりであるが、IFRS の趣旨を踏まえながら、今後、開示の作成要領のようなものを検討していきたいと考えている。ただし、IFRS が原則主義であることを踏まえると、従来のように詳細な作成要領を作るのではなく、開示のポイントを列挙するようなものになるのではないかと考えている。

(金融庁・三井氏) 現在、日本基準では、開示に関して、全上場企業向けに、財務諸

表規則により詳細なルールと開示フォーマットを要求しているが、今回公表された連結財務諸表規則では、IFRS を適用する会社については詳細なフォーマットを定めていない。他方、国際会計基準においては、ディスクロージャーという節があり、何をディスクロージャーすべきかが事項として要求されている。従って、建前としては、原則主義のもと、要求された事項に則って開示を考えて頂くことになる。とは言え、初めて任意適用を開始するため、現在、金融庁では、国際会計基準を任意適用して連結財務諸表を開示する一般企業向けに、一種のモデル、叩き台の雛型のようなものを Web ページに掲載するべく作業中である。従って、会計基準本体、既に開示している企業の実例、更には、今後、金融庁が出す予定にある叩き台としての雛型も参考にして頂きたい。また、全銀協でもご検討頂けると有り難い。

5. おわりに

(鵜飼) これまでのお話を伺った限りでは、会計基準の見直しについては実務的な対応コストが大きいなど、検討を要する点も多々あるという印象を受けた。しかし、我が国の会計基準に関する IFRS とのコンバージェンスや、アドプションに向けた取り組みというものは、大きな意味で捉えると、金融経済活動のグローバル化が進む下で、財務諸表の国際比較をより容易なものとし、様々な経済主体の投資・資金調達活動の効率化に資するという点で、前向きに捉えるべき面も大きいと思う。個々の会計基準の設定に当たっては、こうした会計基準の国際化という前向きな側面を踏まえながら、実務的なフィージビリティを含め、しっかりと議論を深めていくことが期待されているように思われる。

以 上